

浦安市規則第36号

浦安市不燃化促進補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、本市の地震時等に著しく危険な密集市街地において木造建築物等の除却及び建物の不燃化を行う者に対し、予算の範囲内において、浦安市不燃化促進補助金を交付することにより、密集市街地の不燃化の促進を図り、もって地域の防災性を向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地震時等に著しく危険な密集市街地　密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第1項に規定する密集市街地をいう。）のうち、延焼の危険性及び避難の困難性が特に高く、地震時等において大規模な火災の可能性及び道路の閉塞による避難経路の喪失の可能性があり、生命及び財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な密集市街地として国が公表したものという。
- (2) 木造建築物等　建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物及び同条第9号の3に規定する準耐火建築物（以下「耐火建築物等」という。）以外の建築物をいう。
- (3) 建物の不燃化　耐火建築物等の新築又は木造建築物等を耐火建築物等とするための工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市長が別に指定する地震時等に著しく危険な密集市街地において、木造建築物等の除却又は建物の不燃化を行う者であつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、令和13年3月31日までに第14条第1項の規定による交付の決定を受ける者に限る。

(1) 木造建築物等の除却 木造建築物等の所有者又は所有者の2親等以内の親族その他の所有者から承諾を得た者のいずれかであって、木造建築物等の除却を行う者

(2) 建物の不燃化 建物の不燃化を行う建築主

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。

(1) 浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有すると認められるもの

(2) 市税を滞納している者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税の額の合計額に相当する額は、これに含めないものとする。

(1) 木造建築物等の除却 次に掲げる要件を満たす木造建築物等の除却工事に要する費用

ア 登記簿等により、除却する建築物の所有者、延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する面積をいう。以下同じ。）及び構造が分かること。

イ 当該除却工事に係る建築物が共有又は区分所有のものである場合は、当該除却工事を行うことについて共有者及び区分所有者全員の同意が得られていること。

ウ 敷地（建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）内の全ての建築物その他工作物を除却すること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

エ 解体業者に請け負わせること。

オ 当該除却工事に係る木造建築物等の延べ面積が10平方メートルを超えること。

(2) 建物の不燃化 次に掲げる要件を満たす建物の不燃化に要する費用

ア 建築主が自ら居住する建築物に係る工事であること。

イ 当該建物の不燃化に係る建築物の延べ面積が10平方メートルを超えること。

ウ 当該建物の不燃化により建築物の全体が耐火建築物等となること。

エ 当該建物の不燃化に係る建築物が共有又は区分所有のものである場合は、当該建物の不燃化を行うことについて共有者及び区分所有者全員の同意が得られていること。

オ 新築工事の場合にあっては、この規則の施行日以後敷地の分割を行っていない敷地に建築すること。ただし、分割後の敷地が100平方メートル以上である敷地に建築する場合は、この限りでない。

カ 木造建築物等を耐火建築物等とするための工事の場合にあっては、既存建築物が木造建築物等であり、かつ、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体が所有する木造建築物等並びに建築基準法第85条第1項に規定する応急仮設建築物及び同条第5項に規定する仮設建築物の除却及び建物の不燃化に係る費用に対しては、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 木造建築物等の除却 当該除却工事に係る木造建築物等の延べ面積に1平方メートル当たり10,000円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、500,000円を限度とする。

(2) 建物の不燃化 当該工事に係る建築物の延べ面積に1平方メートル当たり10,000円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1,000,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、千葉県及び本市からこの規則に基づく補助金と同種の補助金等の交付を受ける場合は、前項の補助金の額から当該補助金等の額を控除するものとする。

(補助対象工事の承認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、木造建築物等の除却に係る工事又は建物の不燃化に着手する前に、当該工事が補助金の交付対象の工事（以下「補助対象工事」という。）である旨の市長の承認を受けなければならぬ。

2 前項の規定により補助対象工事の承認を受けようとする者は、浦安市不燃化促進補助金対象工事承認申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、補助金の交付に係る建築物が共有又は区分所有である場合にあっては、代表者1人が申請するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 土地及び建築物の権利関係を確認することができる書類
- (3) 公図の写し
- (4) 現況写真
- (5) 当該工事の内容及び金額を確認することができる見積書又は契約書の写し
- (6) 補助金の交付に係る建築物が共有又は区分所有である場合にあっては、関係権利者からの同意を得ていることを確認することができる書類
- (7) 申請手続を委任する場合にあっては、委任状
- (8) 木造建築物等の除却の場合にあっては、当該工事に係る建築物の構造、延べ面積及び耐火性能を確認することができる書類
- (9) 木造建築物等の除却の場合にあっては、当該工事の詳細を確認することができる書類
- (10) 建物の不燃化の場合にあっては、当該建築物が耐火建築物等となることを確認することができる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

(承認等の通知)

第7条 市長は、前条第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を浦安市不燃化促進補助金対象工事承認・不承認決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するも

のとする。

(内容の変更)

第8条 前条の規定により承認を通知された申請者（以下「被承認者」という。）は、当該承認を受けた内容を変更しようとするときは、速やかに浦安市不燃化促進補助金対象工事内容変更承認申請書（別記第3号様式）に、第6条第2項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、変更の内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、その結果を浦安市不燃化促進補助金対象工事内容変更承認・不承認決定通知書（別記第4号様式）により、被承認者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更の内容を承認する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(地位の承継)

第9条 第7条の規定による承認後に補助対象工事に係る建築物の譲渡（所有権の持分の譲渡を含む。）その他の当該建築物の所有権又は建築主が変動する事由が生じた場合において、当該建築物の所有権又は建築主の地位を承継した者は、第3条に規定する要件を満たし、かつ、補助対象工事の承認を受けた内容で工事を継続する意思があるときは、浦安市不燃化促進補助金地位承継届（別記第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出することで、被承認者の地位を承継することができる。

(工事着手の届出)

第10条 被承認者は、補助対象工事に着手したときは、速やかに浦安市不燃化促進補助金工事着手届（別記第6号様式）に工程表を添えて市長に届け出るものとする。

(承認の取消し)

第11条 市長は、被承認者が偽りその他不正の手段により承認を受けたときは、承認を取り消すことができる。

(交付の申請)

第12条 被承認者は、補助対象工事が完了したときは、浦安市不燃化促進補

助金交付申請書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 契約書の写し（承認申請時に見積書を提出していた場合に限る。）
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事完了後の写真
- (4) 木造建築物等の除却の場合にあっては、木造建築物等の除却が完了した日を確認することができる書類
- (5) 建物の不燃化の場合にあっては、検査済証の写し及び建物登記全部事項証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、第7条の承認の通知日から1年以内に行わなければならぬ。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（交付の決定等）

第13条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を浦安市不燃化促進補助金交付・不交付決定通知書（別記第8号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合は、補助に係る土地又は建築物を補助金の交付の目的に沿って適正に管理することを条件として付するものとする。

（交付の請求）

第14条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浦安市不燃化促進補助金交付請求書（別記第9号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第15条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、

当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(状況報告等)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要と認めるときは、被承認者又は第12条第1項の申請者に対し、補助対象工事の遂行に関する報告を求め、又は書類その他必要な物件の調査をすることができる。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、浦安市不燃化促進補助金の交付に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。